役員、評議員の報酬等の支給の基準に関する規程

（目　　的）

第１条　この規程は、学校法人安達学園の寄附行為第36条の規定に基づき、法人役員（理事長、理事及び監事「以下同じ」。）及び評議員の報酬等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（役員報酬）

第２条　常勤役員には役員報酬を支給する。

２　役員報酬は次のとおりとする。

⑴　理事長………………年額¥4,800,000

⑵　副理事長……………年額¥3,600,000

⑶　理事…………………年額¥2,400,000

３　役員報酬の辞退の申し出があった場合等はこれを支給しない。

（報酬の変更）

第３条　前条の金額については、社会事情及び本法人の経営事情によって変更することがある。この場合には、理事会で決定する。

（非常勤役員の手当）

第４条　非常勤役員に対しては、会議開催月において、月額手当を支給する。

２　手当は、次のとおりとする。

⑴　非常勤役員………………………月額¥30,000

３　手当の辞退の申し出があった場合等はこれを支給しない。

（常勤評議員の手当）

第５条　常勤評議員には月額給与にて特別手当を支給することができる。

２　前条の金額については、社会事情及び本法人の経営事情によって決定する。

３　手当の辞退の申し出があった場合等はこれを支給しない。

（非常勤評議員の手当）

第６条　非常勤評議員に対しては、会議開催月において、月額手当を支給する。

２　手当は、次のとおりとする。

⑴　非常勤評議員……………月額¥20,000

３　手当の辞退の申し出があった場合等はこれを支給しない。

（旅費等）

第７条　法人役員及び評議員が、当該職務において出張した場合には、次のとおりとする。

⑴　常勤役員・常勤評議員　別に定める旅費規程に準ずる。

⑵　非常勤役員・非常勤評議員　交通費実費を支給する。

⑶　職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

（特別事項）

第８条　この規程に定める職を二つ以上兼ねている場合は、高順位の職に対する報酬又は手当を支給し、重複して支給しない。

（規程の改廃）

第9条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経るものとする。

（細則の制定）

第10条　理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を制定することができる。

附　則

1　この規程は、昭和58年5月1日から施行する。ただし、施行前に既に行われている事項は、本規程に反しない限りこれを踏襲するものとする。

2　この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

3　この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。

4　この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

5　この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

6　この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。

7　この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

8　この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

9　この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

10　この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

11　この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。